

香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針

～ いじめをしない・させない・許さない学校づくりのために ～

令和2年3月31日改訂

1. はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を容認したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人一人が、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる」という認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

夜須小学校では、「自ら学び行動し、自分・他者・地域を愛する子どもを育てる」を学校教育目標として掲げ、「自ら学び、関わり合える子ども」・「自分も他者も大切にできる子ども」・「自分の体を知り、健康・体力の向上を目指す子ども」の育成を目指して日々の教育活動に取り組んでいる。

めざす児童像の実現に向けては、「あたたかく楽しい学校」・「活力あふれた学校」・「地域に開かれた学校」が夜須小学校のあるべき姿と捉え、勤務する教職員は、理想とする学校像をめざして、子どもや保護者を大切にし、自己研鑽と同僚との共通理解を基盤としながら、認め合い、高め合う教員集団をめざしていかなければならない。

上記のような目標を掲げ取り組むなかで、いじめや体罰は児童の教育を受ける権利を著しく侵害する行為であり、夜須小学校が目指す教育活動の根幹を揺るがす行為である。児童が安心して学校で過ごし、一人一人が自分の持つ能力を伸ばすことのできる環境を整えるために、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、「香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめをしない・させない・許さない学校づくりを総合的かつ効果的に進めるものとする。

2. いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して学校全体としていじめ防止に取り組んでいかなければならない。

また、取組を進めるにあたっては、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを教職員全体で共通理解し、「一人一人の取組＝学校としての取組」であることを認識のうえ、学校内だけでなく家庭や関係機関と連携しながら継続的に取り組むことにより、いじめの問題を克服していかなければならない。

3. いじめの定義〈いじめ防止対策推進法から〉

第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な様態があることをふまえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、みえないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

4. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであり、本校においても起こってきた経過がある。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替りながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成 25 年 7 月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2010-2012」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験を全く持たなかった児童は 1 割程度、加害経験を全く持たなかった児童も 1 割程度であり、多くの児童が入れ替り被害や加害を経験している。

加えていじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブ・委員会等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5. いじめ防止に関する組織（別紙 1「夜須小学校のいじめ防止等に関わる流れと組織」参照）

(1) 生活指導委員会

本委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。本委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、「未然防止への取組」・「早期発見への取組」・「発生後の対応」について検証と改善の協議を継続的に行い、生活アンケート調査による実態把握、いじめに関する情報の収集と記録、迅速な事実確認と情報共有、適切かつ的確な事後対応等について組織的に対応する。

また、学校の基本方針の策定や見直し、取組が計画どおり実施されているかの検証、個別事例に対する対応策の検討、いじめ防止対策検討委員会の開催判断等を行う。

①組織の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実施・検証・修正
- いじめの未然防止のための生活アンケート調査（児童用）、チェックシート（教職員用）の作成・検証・修正
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- いじめが疑われる事態が生じた際の緊急会議の開催と情報共有
- いじめが疑われる事態が生じた際の関係児童や保護者に対する事実確認
- いじめが疑われる事態が生じた際の指導や支援方策についての検討

- いじめが疑われる事態が生じた際の事後対応の体制づくりや対応方針の決定
- いじめ防止対策検討委員会の開催についての判断
- 重大事態が発生した際の香南市教育委員会や高知県教育委員会との連携窓口

②組織の構成員

校長、教頭、教務主任、研究主任、ブロック主任、生徒指導主事、人権教育主任、養護教諭
 ※事案に応じて関係の深い教職員、SC、SSW 等を含めて協議を行う。

③組織運営上の留意点

協議上必要な場合には、スクールカウンセラーや主任児童委員等の外部関係者の助言を積極的に得て、的確かつ適切な判断を行う。

企画委員会メンバーと重複者が多いため、企画委員会後に開催することにより、定期的な活動として位置付ける。

(2) いじめ防止対策検討委員会

本委員会は、学校のいじめ等の防止に対する計画や取組について定期的に検証を行うとともに、生活指導委員会において、いじめと判断された事例について、学校の調査や対応をもとに検証し、事態の状況に応じて再調査や取組の改善を検討し、学校に対して提言を行う。

また、重大事態については、香南市教育委員会や高知県教育委員会の指導を受け、本校が主体となって調査検証を行う必要がある場合は、本委員を中心に外部委員を追加任命したいじめ調査検証委員会を設置して、重大事態の調査や事後対応の検討を行う。

①組織の役割

- いじめ防止基本方針や年間指導計画など学校の取組についての検証や提言
- いじめ発生事案についての学校が行った調査及び対応の検証
- いじめ発生事案の再調査の実施や専門機関への調査協力依頼についての判断
- いじめ発生事案の原因に基づいた取組改善についての提言
- 香南市教育委員会や高知県教育委員会と連携したいじめ調査検証委員会の設置判断

②組織の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学校評議員、主任児童委員

③組織運営上の留意点

協議上必要な場合には、関係機関や専門家（福祉事務所、香南警察署、香南市補導センター、SC、SSW 等）にアドバイザーとして助言をもらったり、関係者への事情聴取を行ったりすることより、適切かつ的確な対応を行う。

(3) 校内支援委員会

個別支援が必要な児童、いじめを受けたことのある児童等、配慮が必要な児童個々の状況確認や情報の共有化、支援方法の検討等の協議を行う。

①組織の役割

- 配慮が必要な児童の状況確認と情報共有
- 児童個々への支援方法の検討
- ケース会や支援会の開催の検討
- スクールカウンセラーや外部専門機関との連携

②組織の構成員

校長、教頭、特別支援教育学校コーディネーター、支援担当教員、各ブロック代表者

③組織運営上の留意点

定期的に開催することにより、日常的な活動として位置付ける。

支援が必要な児童の状況を的確に判断し、段階に応じた支援方策を実施する。

(4) 研究推進委員会児童理解部

児童理解や特別支援教育、いじめに関する校内研修等の企画・検討を行い、いじめ等の未然防止に向けた取組を推進するとともに、いじめに対する教職員の意識向上を図る。

①組織の役割

○児童理解や自尊感情に関する研修の企画と実施

○Q・Uの実施と分析

○いじめ未然防止に関する校内研修等の企画と実施

②組織の構成員

特別支援教育学校コーディネーター、各ブロック代表者

③組織運営上の留意点

学校の課題に応じた研修を継続的に実施する。必要性がある場合は小学校教職員のみならず、中学校区教職員を対象とした研修を企画し提案する。

(5) いじめ相談窓口

いじめ等の防止や早期対応を推進するために、学校内外にいじめ相談窓口を設置し、保護者にも周知することによって初期段階でのいじめ相談を受け、学校に対して報告を行うことにより学校の早期対応につなげる。

①組織の役割

○いじめに関する相談の対応と報告

○児童や保護者に対する精神的なケア

②組織の構成員

(学校内部) 生徒指導主事、養護教諭

(学校外部) 各地区民生委員

③組織運営上の留意点

まず、しっかりと聴き取ることを基本とし、児童や保護者の状況に応じて、個人情報等の取扱いに十分留意し、心のケアも含めた対応を行う。

6. いじめの未然防止に関する取組 (別紙2「夜須小学校いじめ防止等の年間指導計画」参照)

(1)授業の中での取組

①関わり合い・学び合いを視点とした授業を実践し、居場所づくりや絆づくりを進める。

②わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加し活躍できる授業を工夫する。

③児童個々の特性を把握し、児童の状態に応じた指導や支援を行うことにより、意欲的・主体的に児童が活躍できる授業改善を目指す。

④教科の視点からだけでなく、生徒指導や特別支援教育の視点からも授業を検討するなど、全

教職員が共通認識をしてわかる授業づくりに向けた授業研究を行う。

- ⑤日々の授業の中で一人一人の意見を尊重し、他者の考え方や感じ方の違いを受け入れながら、ともに高め合う態度を育てる。

(2) 学級指導・学級活動での取組

- ①正しい言動を認め、まちがった言動を正す。
- ②友達の気持ちを考えた言動をとるようにうながす。
 - ・一人ぼっちの友達に気を配る。(仲間はずれをつくらない、誘い合う)
 - ・言葉づかいに気をつける。(ふわふわ言葉を使う、チクチク言葉を使わない)
 - ・乱暴な行為をしない。(叩く、ける等)
- ③伸びや頑張りを認め合う関係づくりや学級づくりを進める。
- ④エンカウンター等の手法をさらに研究し、人間関係づくりに活用した取組を行う。
- ⑤保護者への連絡を含め、してはいけないことの指導の徹底を図る。
- ⑥ほめる指導や認める言動をうながす取組の充実を図る。

(3) 道徳教育での取組

保幼小中連携の視点にたち、子どもたちの道徳性の涵養と道徳的实践力を身に付けさせることや、道徳的価値に気づき、自信を持って生きていこうとする態度を養うとともに、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、論議することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、家庭・地域と一体となって取り組む。

そのため、公開授業や研究授業などによる道徳教育の実践研究を行い、道徳の時間の充実に努めることと、子ども自身の道徳的实践力を育むため、学級会や児童会の活動を活性化することや家庭・地域と連携した取組を行う。

- ①違った考えも認めたり、受け入れたりできる児童の育成を図る。
- ②本音の語り合いができる授業づくりを進める。
- ③学級状況に応じた教材を取扱い、学級の課題改善につなげる。
- ④教材づくりを進め、授業での道徳意識の向上を図る。
- ⑤あいさつ運動など道徳的实践の充実を図る。

(4) 集会や委員会活動での取組

- ①友達の気持ちを考えた言動をとれる児童、思いやりや感謝の気持ちを行動化できる児童をめざした指導を行う。
- ②ほめる指導・注意指導をバランスよく行い、行動化を促進する。

(5) 朝や休み時間等への対応

- ①児童間のトラブル時には学年に関わりなく聴き取りや指導を行う。
- ②トラブルが起こった際の対応について児童に指導を行う。
 - ・自分達(まわりの子達)でまず止める。
 - ・先生に知らせる。
 - ・カッとなった時の対処方法も教える。(座る、その場を離れる 等)
 - ・個別に話を聴き取る。

③目の届きにくい朝や休み時間の巡回を管理職等で行う。

(6) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりうる。

このようなインターネット上のいじめの特質性を踏まえ、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実を図る。

あわせて、児童のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等の開催などの取組を推進する。

(7) 教職員の意識の向上

- ①いじめに関する研修及び児童理解研修等を年間の研修計画に位置づけ計画的に実施する。
- ②教職員用のチェックリストを定期的に行い、意識の向上と継続を図る。

7. いじめの早期発見に関する取組

(1) 日常の状況把握

- ①日常の状況に応じて個別聴き取りを行い、対象児童への指導を行う。
- ②児童の様子で気になることは、職員会で報告し課題の共有を図る。
- ③配慮が必要な場合には、家庭との連携をより細やかに行う。

(2) 定期的なアンケート調査の実施

- ①学校生活アンケートを学期ごとに行い、気になる回答がある児童には個別面談を行う。
- ②個別面談で課題が確認された場合は、生活指導委員会で対処方法を協議し、さらに対応の検討が必要な事例についてはいじめ防止対策検討委員会を開催し対処方法を協議する。
- ③調査結果の概要は学校だよりで保護者にも知らせ、学校の実態を共有する。

(3) いじめ相談窓口の設置

- ①学校内での相談窓口として生徒指導主事及び養護教諭がその任にあたり、いじめ窓口担当者について児童や保護者に周知する。
- ②学校外での相談窓口として民生委員の方にその役割を担ってもらい、学校に相談しづらい場合の地域の相談窓口として児童や保護者に周知する。
- ③いじめ相談窓口として校内外に担当者を置くが、スクールカウンセラーや担任・管理職など、誰でもが相談窓口としての役割を果たすことは共通認識をして取り組む。

8. いじめが疑われる事態発生後の対応（別紙1「夜須小学校のいじめ防止等に関わる流れと組織」参照）

学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されるようにし、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。

(1) 学校生活アンケート調査等の調査による情報の場合

- ①当該児童の個別面談を行い、訴えの詳細を把握する。
- ②関係児童の個別面談を行い、事実関係の確認を行う。
- ③いじめが疑われる事態が確認できた場合は、管理職に報告し、生活指導委員会にて事後対応の検討を行うとともに時系列の記録を残す。
- ④事態の状況に応じて、いじめ防止対策検討委員会の開催、いじめ調査検証委員会の開催について検討する。
- ⑤当該児童及び関係児童の保護者に詳細な連絡を行い、状況を共有しながら、事後対応を行う。
- ⑥当該児童や関係児童及び学級児童に精神的な不安定さが見られる場合は、外部の専門家の助言を受け、メンタル面の事後対応について検討を行う。

(2) 学校の教職員に訴えがあった場合

上記(1)の対応と同様の対応を行う。

(3) 学校外からの情報提供があった場合

- ①情報提供者から詳細な情報を聴き取り、事態の概要を把握する。
- ②情報提供者に訴えがあった児童や保護者に対して、聴き取りが可能な状況であるかどうかを確認し、可能であれば直接、不可能であれば情報提供者を介して事実確認の依頼を行う。
- ③訴えのあった児童若しくは保護者の意向に添いながら、事実確認の対応者を決定し、事後対応を行う。
- ④当該児童若しくは保護者との個別面談を対応者が行い、訴えの詳細を把握する。
以下は上記(1)②以降の対応を行う。

9. P T Aや地域の関係団体等との連携

(1) 夜須小学校P T Aとの連携

- ①定期的に実施する役員会において、いじめ防止等に関する学校の取組や状況について説明し、周知を図る。但し、具体的な事案については個人情報に関わりがあるため、当該児童や保護者が不利益を受けないように状況に応じた配慮のある対応を行う。
- ②P T A総会や学校ホームページ等を活用して、「香南市立夜須小学校いじめ防止基本方針」を周知し、家庭と連携したいじめ防止の取組を進める。
- ③いじめ問題をはじめとする児童を取り巻く諸問題や、子育て等の研修を連携して行い、いじめの未然防止や早期発見の意識を高める。
- ④学校内外の相談窓口や関係機関との連絡調整や紹介を積極的に行い、いじめに関する情報の早期収集に努める。
- ⑤学校生活アンケート結果を学校だより等で周知し、学校での児童の実態を共有する。
- ⑥インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、児

童が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するPTAや家庭でのルールづくりを推進する。

(2) 夜須町PTA連絡協議会との連携

- ① 保育所・幼稚園・小中学校のPTAと連携して、子育てに対する意識啓発や子どものサインに気づく方法等の啓発や研修を行う。
- ② 交通安全のための街頭指導を連携して行うなど、登下校時の児童の見守りを行う。
- ③ 保護者相互の交流を図り、保護者間の情報共有や事後対応を円滑に進めることのできる環境づくりを行う。

(3) 学校地域支援本部との連携

- ① 学校支援ボランティアが児童に関わることにより、教員以外の視点で気にかかる児童の様子や学校の取組について意見をもらう。
- ② 学校外の児童に対するに見守りや声がけ、保護者への支援などを連携して行うことにより、いじめ等の早期発見・早期対応につなげる。

(4) 地域の関係団体との連携

- ① 学校外のいじめ相談窓口を依頼し、学校外でも地域で相談できる体制づくりを行う。
- ② 関係団体や地域の方々との連携を密にし、学校外での児童の気になる言動等の情報収集を行う。

10. 重大事態への対処

児童が生命身体に大きな被害を受けるような重大事態が生じた際には、当該重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、香南市教育委員会や高知県教育委員会の指導を受けながら、速やかにいじめ調査検証委員会を設け、個別面談や質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、香南市教育委員会或いは高知県教育委員会が主体となって、重大事態に係る委員会を設置する場合は、学校内の協力体制を速やかに整え、当該委員会の指示に従い、調査や検証を進めることとする。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに香南市教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体の判断を仰ぐ。

(2) 重大事態への直後対応

重大事態が発生した場合には、当該児童や関係児童はもちろんのこと、学級内児童や全校児童にまで、精神的なストレスが及ぶ場合が考えられるので、香南市教育委員会と連携をしながら、専門家の助言を受けた児童への事後対応を行う。

被害が当該児童の生命にまで及ぶ場合など極めて重大な事態は、特に、影響を受ける度合が高

くなるため、直接専門家のカウンセリングにつなぐなど、児童のみならず、保護者や教職員も含めたメンタル面のサポートを行う。

(3) 重大事態の周知

重大事態が生じた場合には、関係者以外の保護者や地域にも不安が広がり、児童にとって好ましくない状況となってしまうことも考えられるので、当該児童や関係児童及びその保護者のプライバシーを第一に考えたうえで、説明会等を実施し、事後対応への協力を依頼する。

(4) 調査の趣旨等

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(5) 調査を行うための組織

重大事態であると判断したときは、速やかに、香南市教育委員会や高知県教育委員会に協力依頼を行い、本校が主体となって調査等に当たる場合は、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめ調査検証委員会を設置する。

この組織については、香南市教育委員会や高知県教育委員会の助言をもとに、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）に参加を依頼することにより、当該調査の公平性や中立性を確保するように努める。

(6) 事実関係を明確にするための調査

調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、家庭での状況や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(7) 重大事態に至った経過と対応についての検証

重大事態と同種の事態を発生防止するため、調査により経過を詳細に把握し、原因と考えられる状況、当該児童に対する周囲の対応などの検証を行う。また、検証をもとに、対応方法の改善策を検討し、重大事態が再び起こることがない環境を整えるための取組を進める。

(8) 児童や保護者への継続的な対応

重大事態が生じた場合には、児童や保護者の精神的なストレスが長期に及ぶ場合が考えられるため、専門家の助言をもとに、メンタル面のサポートについて継続的な対応を行う。